

厚生科学審議会運営規程の改正について(案)

(改正理由)

厚生科学審議会に新たに設置された健康危機管理部会においては、テロリズムを含む健康被害発生時に国民の健康を保護するために必要な対策を議題とすることがあることから、危機管理上の理由から会議を非公開とすることも必要と考えている。

そのため、国の安全等に関する情報については、これが害されるおそれのある場合に非公開とできるよう所要の整備を行うものである。

○ 厚生科学審議会運営規程(平成13年1月19日厚生科学審議会決定)新旧対照条文(案)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>厚生科学審議会運営規程</p> <p>第1～4条 (略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第5条 審議会の会議は公開とする。ただし、個人情報 の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、<u>知的財産権その他個人若しく は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は国の安全が 害されるおそれがある場合</u>には、会長は、会議を非公開とすることがで きる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6～10条 (略)</p>	<p>厚生科学審議会運営規程</p> <p>第1～4条 (略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第5条 審議会の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報 の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は<u>知的財産権その他個人若し くは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合</u>には、会長 は、会議を非公開とすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6～10条 (略)</p>